

フレックスローン【自動車】

(2017年4月1日現在)

商品名	フレックスローン【自動車】
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たしている個人の方</p> <p>① 満18歳以上の方で最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方 ※ 未成年の方は、親権者の同意書が必要となります。</p> <p>② 近畿2府4県に居住または勤務されている方</p> <p>③ 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方、営業3年以上の個人事業主・家族従業員の方</p> <p>④ 安定継続した収入があり、前年度税込年収が150万円以上の方(個人事業主・家族従業員の方は、過去3年分の所得を確認させていただきます。)</p> <p>⑤ その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方</p> <p>※ ご融資実行時には、近畿勤労者互助会に加入していただきます。(お申込人自身が生協組合員の方は除きます。)</p> <p>※ 一般勤労者で満20歳未満の方はお申しいただけません。</p>
ご融資金のお使いみち	<p>お申込人または2親等以内の親族が利用するもので、以下の目的にご利用いただけます。(負債整理資金および事業資金は除きます。)</p> <p>① 自家用自動車購入費用(新車・中古車・自動二輪車など)</p> <p>② 関連諸費用(付属品購入・保険・車検・修理・車庫建設・自動車等購入に伴う税金および免許取得費用など)</p> <p>③ クルーズ・モーターボート・水上バイク・スノーモービル等の購入費用など</p> <p>④ 他金融機関等のカーローン借換え費用 ※ 当該ローンがお申込人本人の債務であること、また、自動車関連費用のローンであることが証明できるものに限りです。</p>
ご融資金額	最高 1,000万円 (1万円単位)
ご融資期間	最長10年
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利均等毎月返済(均等返済)または元利均等毎月・ボーナス併用返済(均等加算併用返済)からお選びいただけます。ただし、個人事業主の方は、元利均等毎月返済(均等返済)のみのお取扱となります。 * 元利均等返済とは、毎月およびボーナス(年2回半年ごと)の各ご返済額(元金と利息の合計額)が一定のご返済方法です。 ・ ボーナス返済(加算返済)を併用する場合のボーナス部分のご融資割合は、総融資額の50%以内とします。また、ボーナス返済(加算返済)の最終期日は、毎月返済(均等返済)の最終期日を超えないものとします。 ・ 当金庫が定める返済日に、近畿ろうきんの返済用普通預金口座から返済額を引落す方法によりご返済いただきます。 なお、ご返済日がろうきんの休業日の場合、その翌営業日の引落としとなります。

ご返済方法(続き)	<ul style="list-style-type: none"> 毎月およびボーナスのご返済額は、原則、1円単位となります。 繰上返済もできます。その際、ご返済に関する手数料は不要です。 	
ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利となります。(ご融資時の金利が、最終返済時まで適用されます。) 利率については、営業店窓口にお問合せください。 また、ホームページにも融資金利一覧がございますので、ご覧ください。 <p>※ 適用金利は、融資実行日現在の店頭表示金利となります。</p>	
保証機関	生協組合員	(一社)日本労働者信用基金協会、または(株)セディナによる保証となります。
	一般勤労者	(株)セディナ
リトライ方式	<p>リトライ方式とは、(一社)日本労働者信用基金協会の保証によるローンの(仮)審査の結果、お客さまのご希望に添えなかった場合、同一の内容で「フレックスローン」(保証会社:(株)セディナ)の(仮)審査を行うものです。</p> <p>※ リトライ方式の場合は、保証機関、ご利用いただける方、ご融資金利、ご融資期間等の商品内容が異なります。</p> <p>※ リトライ方式をご希望されない場合は、(一社)日本労働者信用基金協会による保証のみでの(仮)審査となります。</p> <p>※ 一般勤労者や満20歳未満の方はリトライ方式をお申込できません。</p>	
保証料	ご融資金利に含まれています。	
連帯保証人	原則、不要です。	
担保	不要です。	
返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 営業店窓口にお申出いただければ、ご試算いたします。 ホームページからも、ご試算いただけます。 	
仮申込みの取扱	インターネットによる仮申込みも受付けております。	
苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【近畿労働金庫 お客様センター】</p> <p>受付時間:平日 9:00～18:00 電話番号:0120-191-968</p> <p>※ 「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」の資料をご用意しておりますので、ご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。</p>	

<p>紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。 下記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。 <table border="1" data-bbox="462 403 1463 878"> <tr> <td style="text-align: center;">【公益社団法人 民間総合調停センター】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受付時間: 平日 9:00～17:00 電話番号: 06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">【弁護士会】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間: 平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号: 03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間: 平日 10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号: 03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間: 平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号: 03-3581-2249 </td> </tr> </table>	【公益社団法人 民間総合調停センター】	受付時間: 平日 9:00～17:00 電話番号: 06-6364-7644	【弁護士会】	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間: 平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号: 03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間: 平日 10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号: 03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間: 平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号: 03-3581-2249
【公益社団法人 民間総合調停センター】					
受付時間: 平日 9:00～17:00 電話番号: 06-6364-7644					
【弁護士会】					
<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間: 平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号: 03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間: 平日 10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号: 03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間: 平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号: 03-3581-2249 					
<p>紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)(続き)</p>	<p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所(受付時間: 平日 9:00～17:00 電話番号: 0120-177-288)」へお問合わせいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問合わせください。</p>				

(注)

- お申込にあたっては、当金庫および当金庫指定の保証機関の審査がございます。
- 審査の結果によっては、ご融資をお断りする場合もございますのであらかじめご了承ください。
- 仮申込書のご記入内容が事実と異なる場合、正式申込書類ならびに確認資料の内容が仮申込書と相違している場合、また、ご契約までの期間に大きな異動があった場合には、ご連絡した審査結果にかかわらず、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。
- 生協組合員とは、当金庫と覚書等を締結している生協の組合員、もしくはその同一生計家族の方です。
- 一般勤労者とは、近畿2府4県にお住まいまたは勤務されているお客さまのことです。
ただし、出資いただいている労働組合などに所属されている場合は、会員組合員の取扱となります。